○作成上の注意（全般について）

１　判定期間

　　前期：３月１日から翌年８月末日

　　後期：９月１日から翌年２月末日

２　提出先

　　〒２９９－０２９２

　　袖ケ浦市坂戸市場１－１

　　袖ケ浦市介護保険課　管理班宛て

※郵送等による提出の際は、封筒に朱書きで＜特定事業所集中減算書類在中＞と記載してください。

※締切後に提出された場合、文書による結果通知ができない場合もあります。

３　記入に当っての注意

（１）　地域包括支援センターから委託を受けている介護予防サービスは含めないでください。

（２）　「判定期間における居宅サービス計画の総数」は、各月の利用者の人数（給付管理の件数）としてください。

（３）　「当該サービスを位置付けた計画数」は、各月の利用者のうち当該サービスを利用している人数としてください。

（４）　月遅れ請求分については、請求月ではなく、実際にサービス提供した月に件数を足してください。

（５）　「当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数」は、各サービスを利用している人のうち、紹介率最高法人の事業所でサービスを利用している人数としてください。

（６）　「紹介率最高法人の件数」は法人単位で集計してください。（事業所単位ではありません。）

（７）　利用者が複数の居宅サービス事業所を利用している場合などの件数の数え方は以下のとおりです。（例は、訪問介護ですが他の介護サービスも同様です。）

　　　ア　２つの訪問介護事業所を運営している甲法人の、事業所Ａ及び事業所Ｂに利用者１名を計画している場合、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は１件です。（別紙参考　事例ア参照）

　　　イ　訪問介護事業所を運営している甲法人の、事業所Ａと事業所Ｂにそれぞれ利用者を１名ずつ計画している場合、利用者が２名なので訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は２件です。（別紙参考　事例イ参照）

　　　ウ　別法人が運営する２つの訪問介護事業所に利用者１名を計画している場合、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は１件です。（別紙参考　事例ウ参照）

　　　エ　利用者１名が甲法人の運営する事業所Ａ及び乙法人の運営する事業所Ｃに計画され、別の利用者１名が事業所Ｄに計画されている場合、乙法人が紹介率最高法人となり、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は２件です。（別紙参考　事例エ参照）

（８）　「居宅サービス計画の総数」≧「各サービスを位置付けた計画数」≧「紹介率最高法人の居宅サービス計画数」となっているか必ず確認してください。

４　通所介護等について

　　通所介護及び地域密着型通所介護については、

　　・それぞれ個別に計算する方法

　　・双方を合算して計算する方法

　のいずれかで計算してください。合算する方法を採る場合には、算定表「サービス名称」の「通所介護＋地域密着型通所介護を合算する場合」の欄に記載してください。